

令和 2 年 1 月
警 察 庁

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果
について

警察庁において、令和元年11月18日から同年12月17日までの間、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、3件の御意見等を頂きました。

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名
古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）
- 2 命令等の案を公示した日
令和元年11月18日
- 3 頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方
頂いた御意見等及びこれに対する警察庁の考え方は別紙のとおりです。
頂いた御意見等については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています
(頂いた御意見等については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室
において閲覧に供します。)
- 4 頂いた御意見等の総数及びその内訳
頂いた御意見等の総数 3件
(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	3件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する御意見等及びこれに対する警察庁の考え方について

1 許可申請書の記載事項の変更に係る届出書の提出について

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）による改正後の古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「新法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る届出書の提出について、

- 主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）の名称及び所在地の変更に係る届出書については、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）による改正後の古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「新規則」という。）第5条第3項において、当該変更の日の3日前までに提出しなければならないとされているところ、新規則が施行される令和2年4月1日に営業所等の名称又は所在地を変更しようとする場合において、いつまでに届出書を提出すればよいか。
- 営業所等の名称及び所在地以外の許可申請書の記載事項の変更に係る届出書については、新規則第5条第6項において、当該変更の日から14日以内に提出しなければならないとされているところ、営業所等の名称又は所在地の変更と同時に新法第13条第1項の管理者の氏名又は住所の変更が予定される場合において、これらの届出書を併せて、当該変更の日の3日前までに事前提出してもよいか。

といった御質問がありました。

新法第7条第1項においては、営業所等の名称及び所在地の変更に係る届出書をあらかじめ提出しなければならないとされ、新規則第5条第3項において、当該変更の日の3日前までに提出しなければならないとされているところ、これらは、改正法の施行により、古物営業の許可の効力が都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内だけにとどまらず全国に及ぶこととなるのに伴い、各公安委員会が監督権限を適切に行使するため、その管轄区域内に営業所等を設ける古物商及び古物市場主（以下「古物商等」という。）を事前に把握する必要が生じたこと等によるものです。

令和2年4月1日に営業所等の変更をしようとする場合においては、公安委員会が事前に当該変更を確実に把握するため、改正法附則第2条第1項の規定による届出を受けますので、管轄の公安委員会まで御相談ください。

また、新法第7条第2項においては、同法第13条第1項の管理者の氏名及び住所に変更があったときは、届出書を提出しなければならないとされ、新規則第5条第6項において、当該変更のあった日から14日以内に提出しなければならないとされています。

これらは、公安委員会が既に確定した許可申請書の記載事項に係る変更を把握し、添付書類により事実確認する必要があることによるものですので、当該変更が確定した後に提出していただく必要があります。

なお、届出手続に係る負担軽減のため、郵送等による届出が可能な場合もありますので、管轄の公安委員会まで御相談ください。

2 新たに交付される許可証について

改正法附則第3条第3項の規定により新たに交付される許可証について、

- 申請から新たに交付される許可証の交付までの期間はどの程度か。
- 新たに交付される許可証に記載される番号は、改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第5条第2項の許可証（以下「旧許可証」という。）の番号と同じか。新たに交付される許可証は何部発行されるのか。

といった御質問がありました。

改正法附則第3条第2項においては、改正法附則第2条第3項の規定により新法第3条の規定による許可（以下「新法許可」という。）を受けているものとみなされる者であって、2以上の公安委員会の管轄区域内の営業所又は古物市場について旧法第3条の規定による許可を受けていたものは、全ての旧許可証を添付して、許可証の交付の申請をしなければならないとされており、改正法附則第3条第3項において、当該申請があったときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新たに許可証を交付するものとされているところ、原則として、添付された旧許可証のうち改正法の施行日における主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会による新法許可に係るもののみを、申請のあった日に交付する予定です。

また、新たに許可証が交付された後は、当該許可証の番号が記載された標識及び行商従業者証を用いて下さい。

3 その他

- 法人である古物商等について容易かつ確実に把握するため、申請者の法人番号について、新法第5条第1項の許可申請書の記載事項に追加するべきである。また、同条第2項の許可証にも記載するとともに、各都道府県警察のウェブサイトにおいても掲示するべきである。

といった御意見がありました。

法人である古物商等の会社法人等番号については、新法第5条第1項に規定する許可申請書の記載事項ではないものの、同許可申請書に添付して提出される当該法人の登記事項証明書において把握が可能となっています。また、当該番号について、許可証への記載や都道府県公安委員会のウェブサイトにおける掲示を行ってはいないところ、現時点、公安委員会及び利用者における古物商等の把握に支障は生じておらず、今後、必要に応じて検討して参ります。